

実務基準第7号 決算時の最低責任準備金の実務基準

表題

【変更前】

[平成2 5年 4月改訂]

【変更後】

[平成2 6年 ●月改訂]

【変更理由】

改訂日の更新

1. 基本的考え方

【変更前】

実務基準内容	補足
1. 基本的考え方 (略) (3)本実務基準は平成 25 年3月末以降の決算に適用するものとする。	(略)

【変更後】

実務基準内容	補足
1. 基本的考え方 (略) (3)本実務基準は平成 27 年3月末以降の決算に適用するものとする。	(略)

【変更理由】

適用日の更新

2. 平成11年9月末最低責任準備金（第1号及び第2号）

【変更前】

実務基準内容	補足
<p>2. 平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号*) *「平成11年9月3日付厚生省告示第192号第1項」の号数を示す。 以下同じ。</p> <p>(略)</p> <p>(2)凍結開始日までに再加入した者であって、凍結開始日まで引き続き基金の加入員であるもの又は基金の受給待期脱退者若しくは受給者となっているものについては、平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号)に計上することとされているため、凍結開始日の翌日以降に企業年金連合会から受換金が交付された際には、当該受換額及び利息を追加計上せず、凍結開始日当初からあったものとして認識する。</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

実務基準内容	補足
<p>2. 平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号*) *「平成26年3月24日付厚生労働省告示第95号第1項」の号数を示す。 以下同じ。</p> <p>(略)</p> <p>(2)凍結開始日までに再加入した者であって、凍結開始日まで引き続き基金の加入員であるもの又は基金の受給待期脱退者若しくは受給者となっているものについては、平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号)に計上することとされているため、凍結開始日の翌日以降に連合会から受換金が交付された際には、当該受換額及び利息を追加計上せず、凍結開始日当初からあったものとして認識する。</p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応／用語の統一

3. 免除保険料（第3号～第3号の5）

【変更前】

実務基準内容	補足
3. 免除保険料(第3号～第3号の4) (略)	(略)

【変更後】

実務基準内容	補足
3. 免除保険料(第3号～第3号の5) (略)	(略)

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応に伴う項番変更

4. 連合会からの再加入者等（第5号～第5号の7）、他の基金からの権利義務の承継（第11号・第13号）、中途脱退者（第9号～第9号の5）、他の基金等への権利義務の移転（第12号・第12号の2・第14号）に係る代行給付の現価相当額

【変更前】

実務基準内容	補足
<p>4. 企業年金連合会からの再加入者等(第5号～第5号の6)、他の基金からの権利義務の承継(第11号・第13号)、中途脱退者(第9号～第9号の5)、他の基金等への権利義務の移転(第12号・第14号)に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(略)</p> <p>(2)第5号～第5号の6、第9号～第9号の5及び第11号～第14号の適用については、「老齢年金給付の支給に関する義務の移転・承継」によることから次の取扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号 再加入日が平成11年10月1日～平成12年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の2 再加入日が平成12年4月1日～平成15年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の3 再加入日が平成15年4月1日～平成17年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の4 再加入日が平成17年4月1日～平成17年9月30日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の5 承継日が平成17年10月1日～平成22年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(令第52条の5の4第2号) ・第5号の6 承継日が平成22年4月1日以降の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(令第52条の5の4第2号) 	<p>(略)</p> <p>「中途脱退者等」とは法第165条第1項に規定する者をいう。</p>

実務基準内容	補足
<ul style="list-style-type: none"> ・第9号 平成11年10月1日～平成12年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の2 平成12年4月1日～平成15年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の3 平成15年4月1日～平成17年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の4 平成17年4月1日～平成22年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の5 平成22年4月1日以降に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第11号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した者に適用する(法第144条の2第3項)。 ・第12号 平成17年10月1日以降に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。 イ：基金に権利義務を移転した場合(法第144条の2第3項) ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合(DB法第110条の2第3項) ・第13号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した中途脱退者に適用する(法第144条の3第3項)。 ・第14号 平成17年10月1日以降に他の基金へ権利義務を移転した中途脱退者に適用する(法第144条の3第3項)。 <p>(3)代行給付の現価相当額とは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号～第5号の3及び第9号～第9号の3 代行給付相当額に昭和50年厚生省告示第32号に規定されている最低責任準備金率を乗じたもの。 ・第5号の4、第5号の5イ、<u>第5号の6イ</u>、第9号の4及び<u>第9号の5</u> 次の①と②を合算した額 <ul style="list-style-type: none"> ①代行給付相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成16年厚生労働省告示第358号第1号ロに定める数を乗じて得た額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成16年厚生労働省告示第358号第2号ロに定める数を乗じて得た額 ・第5号の5ロ及び第5号の6ロ 次の①に②を乗じ、③で除した額 <ul style="list-style-type: none"> ①<u>企業年金連合会の最低責任準備金(法第85条の2に規定する責任準備金)</u> ②解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額 	<p>DB法第110条の2第6項により解散基金加入員とみなす。</p> <p><u>第5号の4、第5号の5イ及び第9号の4の計算に用いる平成16年厚生労働省告示は平成22年改正前のものである。</u></p>

実務基準内容	補足
<p>③ 企業年金 連合会の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 号、第 13 号 移換を受けた年金給付等積立金（法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する額）の額 ・ 第 12 号イ 移換した年金給付等積立金（法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する額）の額 ・ 第 12 号ロ 次の①に②を乗じ、③で除した額 <p>① 基金の最低責任準備金（法第 161 条第 1 項に規定する責任準備金）</p> <p>② 解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③ 基金の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 14 号 移換した年金給付等積立金（法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する額）の額 <p>(略)</p>	

【変更後】

実務基準内容	補足
<p>4. 連合会からの再加入者等(第 5 号～第 5 号の 7)、他の基金からの権利義務の承継(第 11 号・第 13 号)、中途脱退者(第 9 号～第 9 号の 5)、他の基金等への権利義務の移転(第 12 号・第 12 号の 2・第 14 号)に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(1) 中途脱退者、再加入者等又は他の基金等との権利義務移転承継に係る代行給付の現価相当額は、移換金又は受換金の交付日を基準日とすることとなる。ただし、移受換金の理論的な交付年月を、中途脱退日・再加入日・承継日・申出日等から求めることができるものとする。</p> <p>(2) 第 5 号～第 5 号の 7、第 9 号～第 9 号の 5 及び第 11 号～第 14 号の適用については、「老齢年金給付の支給に関する義務の移転・承継」によることから次の取扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 号 再加入日が平成 11 年 10 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日の再加入者に適用する(平成 16 年改正法第 9 条の規定による改正前の法第 161 条第 1 項)。 ・ 第 5 号の 2 再加入日が平成 12 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日の再加入者に適用する(平成 16 年改正法第 9 条の規定による改正前の法第 161 条第 1 項)。 ・ 第 5 号の 3 再加入日が平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日の再 	<p>受換金の交付年月から理論的に再加入日等を求めることができるものとする。</p>

実務基準内容	補足
<p>加入者に適用する（平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号の4 再加入日が平成17年4月1日～平成17年9月30日の再加入者に適用する（平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項）。 ・第5号の5 承継日が平成17年10月1日～平成22年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する（<u>平成25年改正前の法第165条第3項</u>）。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合（<u>廃止前基金令第52条の5の4第1号</u>） ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合（<u>廃止前基金令第52条の5の4第2号</u>） ・第5号の6 承継日が平成22年4月1日～平成26年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する（<u>平成25年改正前の法第165条第3項</u>）。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合（<u>廃止前基金令第52条の5の4第1号</u>） ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合（<u>廃止前基金令第52条の5の4第2号</u>） ・<u>第5号の7</u> <u>承継日が平成26年4月1日以降の中途脱退者等にイ(1)、イ(2)の区分で適用する（平成25年改正前の法第165条第3項）。</u> <u>イ(1)：中途脱退者等が中途脱退者の場合（廃止前基金令第52条の5の4第1号）</u> <u>イ(2)：中途脱退者等が解散基金加入員の場合（廃止前基金令第52条の5の4第2号）</u> <u>承継日が平成26年4月1日以降の施行前基金中途脱退者等にロ(1)、ロ(2)の区分で適用する（平成25年改正法附則第53条第3項）。</u> <u>ロ(1)：施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者の場合（経過措置政令第63条第1号）</u> <u>ロ(2)：施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員の場合（経過措置政令第63条第2号）</u> ・第9号 平成11年10月1日～平成12年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の法第160条第1項</u>）。 ・第9号の2 平成12年4月1日～平成15年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の法第160条第1項</u>）。 ・第9号の3 平成15年4月1日～平成17年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の法第160条第1項</u>）。 ・第9号の4 	<p>「中途脱退者等」とは<u>平成25年改正前の法第165条第1項</u>に規定する者をいう。</p> <p>「<u>施行前基金中途脱退者等</u>」とは<u>平成25年改正法附則第53条第1項</u>に規定する者をいう。</p>

実務基準内容	補足
<p>平成17年4月1日～平成22年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の</u>法第160条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9号の5 平成22年4月1日以降に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の</u>法第160条第1項）。 ・第11号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した者に適用する（<u>平成25年改正前の</u>法第144条の2第3項）。 ・第12号 平成17年10月1日～<u>平成26年3月31日</u>に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。 イ：基金に権利義務を移転した場合（<u>平成25年改正前の</u>法第144条の2第3項） ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合（<u>平成25年改正前の確定給付企業年金法</u>第110条の2第3項） ・<u>第12号の2</u> <u>平成26年4月1日以降に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。</u> <u>イ：基金に権利義務を移転した場合（平成25年改正前の法第144条の2第3項）</u> <u>ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合（平成25年改正法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法第110条の2第3項）</u> ・第13号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の</u>法第144条の3第3項）。 ・第14号 平成17年10月1日以降に他の基金へ権利義務を移転した中途脱退者に適用する（<u>平成25年改正前の</u>法第144条の3第3項）。 <p>(3)代行給付の現価相当額とは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号～第5号の3及び第9号～第9号の3 代行給付相当額に<u>廃止前</u>昭和50年厚生省告示第32号に規定されている最低責任準備金率を乗じたもの。 ・第5号の4、第5号の5イ<u>及び</u>第9号の4 次の①と②を合算した額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に<u>平成22年改正前</u>平成16年厚生労働省告示第358号第1号ロに定める数を乗じて得た額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に<u>平成22年改正前</u>平成16年厚生労働省告示第358号第2号ロに定める数を乗じて得た額 ・<u>第5号の6イ、第5号の7イ(1)及び第9号の5</u> 次の①と②を合算した額 ①代行給付相当額のうち<u>平成17年4月1日</u>前の加入員たる被保険者期間にかかる額に<u>廃止前</u>平成16年厚生労働省告 	<p><u>平成25年改正前の確定給付企業年金法</u>第110条の2第6項により解散基金加入員とみなす。</p>

実務基準内容	補足
<p>示第 358 号第 1 号ロに定める数を乗じて得た額</p> <p>②代行給付相当額のうち平成 17 年 4 月 1 日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に廃止前平成 16 年厚生労働省告示第 358 号第 2 号ロに定める数を乗じて得た額</p> <p>・第 5 号の 7 ロ(1)</p> <p>次の①と②を合算した額</p> <p>①代行給付相当額のうち平成 17 年 4 月 1 日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成 26 年厚生労働省告示第 99 号第 1 号ロに定める数を乗じて得た額</p> <p>②代行給付相当額のうち平成 17 年 4 月 1 日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成 26 年厚生労働省告示第 99 号第 2 号ロに定める数を乗じて得た額</p> <p>・第 5 号の 5 ロ、第 5 号の 6 ロ及び第 5 号の 7 イ(2)</p> <p>次の①に②を乗じ、③で除した額 (廃止前平成 17 年厚生労働省告示第 265 号に規定する額)</p> <p>①移換日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移換日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年度の末日) における連合会の最低責任準備金</p> <p>②移換日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移換日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移換日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年度の末日) における連合会の過去期間代行給付現価の額</p> <p>・第 5 号の 7 ロ(2)</p> <p>次の①に②を乗じ、③で除した額 (平成 26 年厚生労働省告示第 98 号に規定する額)</p> <p>①移換日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移換日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年度の末日) における連合会の最低責任準備金</p> <p>②移換日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移換日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移換日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年度の末日) における連合会の過去期間代行給付現価の額</p> <p>・第 11 号及び第 13 号</p> <p>移換を受けた年金給付等積立金 (平成 25 年改正前の法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する額) の額</p> <p>・第 12 号イ及び第 12 号の 2 イ</p> <p>移換した年金給付等積立金 (平成 25 年改正前の法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する額) の額</p> <p>・第 12 号ロ</p> <p>次の①に②を乗じ、③で除した額 (廃止前平成 17 年厚生労働省告示第 266 号に規定する額)</p> <p>①移転日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移転日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年度の末日) における基金の最低責任準備金</p> <p>②移転日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移転日の属する事業年度の前事業年度の末日 (移転日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあるときは、前々事業年</p>	

実務基準内容	補足
<p><u>度の末日)における基金の過去期間代行給付現価の額</u> <u>・第12号の2ロ</u> <u>次の①に②を乗じ、③で除した額(平成26年厚生労働省告示第94号に規定する額)</u> <u>①移転日の属する事業年度の前事業年度の末日(移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日)における基金の最低責任準備金</u> <u>②移転日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</u> <u>③移転日の属する事業年度の前事業年度の末日(移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日)における基金の過去期間代行給付現価の額</u> <u>・第14号</u> <u>移換した年金給付等積立金(平成25年改正前の法第132条第2項に規定する額に相当する額)の額</u></p> <p>(略)</p>	

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応

5. 代行給付相当額（第7号～第8号の6）

【変更前】

実務基準内容	補足
<p>5. 代行給付相当額(第7号～第8号の5)</p> <p>(1) 代行給付相当額の定義</p> <p>①代行給付相当額は、厚生年金基金の年金給付のうち、「仮に基金が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わねばならない老齢年金給付」として定義される。</p> <p>②上記の老齢年金給付は政府負担金を控除した額とし、各月に支払うべき金額として老齢厚生年金の支払義務が発生した額を認識する。</p> <p>支給停止額の算出方法としては次の2つの方法が可能であり、基金がいずれかを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法の定めに従い、各人別に支給停止額の判定を行う方法(以下、7号方法という) ・<u>支給開始年齢に到達したもののうち、昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率を乗じた額が支払い対象となる(即ち「1-昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率」を乗じた額が支給停止となる)</u>と仮定して算出する方法(以下、8号方法という) <p>本実務基準での支給停止についての記載は、8号方法による場合のものである。</p> <p>(2)代行給付の対象者に関する基準</p> <p>代行給付の対象となる者は、老齢厚生年金の受給権を有する者である。ただし、基金の加入員期間以外の期間(厚生年金保険の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間など)による判定条件など、基金が通常有しているデータからは判定できないものもあり、以下のような方法をとることとする。</p> <p>①基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できる場合は、これをもって受給権有無の判定を行う。</p> <p>②基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できない場合には、法第42条第2号に該当するものとして、年齢のみにより判定を行い代行給付の対象とすることができる。</p>	<p>第7号方式の場合、法第44条の3による支給の繰下げ者については、繰下げ後の額により算定する。</p> <p>→10.本実務基準の決定根拠(3)</p> <p>基金の老齢年金給付の裁定請求が行われた場合には、政府負担金の確認が行われると考えられる。</p> <p>なお、政府負担金がゼロでも受給権を有する可能性があることに留意すること。</p>

実務基準内容	補足
<p>③老齢厚生年金の支給開始年齢を超えて基金に加入中である者については、代行給付の対象とすることができる。</p> <p>④基金の喪失者(中途脱退者を除く)であって基金の年金が未裁定である者については、老齢厚生年金の支給開始年齢を超えている者を代行給付の対象とすることができる。</p> <p>⑤ ④にかかわらず、未裁定者については代行給付の対象とせず、裁定が行われた時に支給開始時期に遡って代行給付を計上する方法をとることもできる。</p> <p>①～④の判定は、決算時点のデータを用いることができるが、判定に用いる年齢の算出は各月末時点で行うものとする。</p>	<p>老齢厚生年金が全額支給停止されている者も、8号方法では代行給付の対象となる。</p> <p>裁定請求が遅れ、裁定時に過去に遡って年金支給が行われる場合、④の方法では遡及期間分の代行給付相当額は既に計上済であることに注意する。</p> <p>本来は、代行給付相当額は発生ベースで捉えるべきものであるが、裁定が行われたことで受給権が確定してから計上するという主旨である。</p>
<p>(3)代行給付相当額の算出</p> <p>①代行給付相当額 [記号の説明]</p> <p>t : 平成15年3月31日以前の加入員期間 t₁ : 昭和61年3月31日以前の加入員期間 t₂ : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間 t₃ : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間 t₄ : 平成17年4月1日以降の加入員期間 B : 平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B₁ : 昭和61年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B₂ : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B₃ : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準給与額 B₄ : 平成17年4月1日以後の加入員期間にかかる平均標準給与額 S : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率(平成12年改正後) S₁ : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率(平成15年改正後)</p> <p>a.昭和15年4月1日以前に生まれた者 (i)平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ (ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 対象なし</p>	<p>平成11年度下半期の各月に係る代行給付相当額を算出する場合は、昭和17年4月1日以前に生まれた者についてはa(i)を、昭和17年4月2日以降に生まれた者にはb(i)を適用する。その際の乗率Sは、平成12年法改正前の別表第7による。</p> <p>将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあつては、支給義務免除前の加入員期間を用いる。</p>

実務基準内容	補足
<p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>b.昭和15年4月2日以後、昭和18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>c.昭和18年4月2日以後、昭和21年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>d.昭和21年4月2日以後に生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

実務基準内容	補足
<p>5. 代行給付相当額(第7号～第8号の6)</p> <p>(1) 代行給付相当額の定義</p>	

実務基準内容	補足
<p>①代行給付相当額は、厚生年金基金の年金給付のうち、「仮に基金が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わねばならない老齢年金給付」として定義される。</p> <p>②上記の老齢年金給付は政府負担金を控除した額とし、各月に支払うべき金額として老齢厚生年金の支払義務が発生した額を認識する。</p> <p>支給停止額の算出方法としては次の2つの方法が可能であり、基金がいずれかを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法の定めに従い、各人別に支給停止額の判定を行う方法(以下、7号方式という) ・平成26年3月31日までの支給分については、<u>0.875(以下、一律係数という。)</u>を乗じた額が支払い対象となる(即ち「<u>1—一律係数</u>」を乗じた額が支給停止となる)と仮定して算出し、平成26年4月1日以降の支給分については、<u>各月の前月の末日における年齢が65歳未満の場合にあつては0.69、65歳以上75歳未満の場合にあつては0.96、75歳以上の場合にあつては1(以下、年齢別3段階係数という。)</u>を乗じた額が支払い対象となる(即ち「<u>1—年齢別3段階係数</u>」を乗じた額が支給停止となる)と仮定して算出する方法(以下、8号方式という) <p><u>8号方式において、年齢別3段階係数を平成17年4月以降の支給分に遡及適用することも可能。</u></p> <p>本実務基準での支給停止についての記載は、8号方式による場合のものである。</p> <p>(2)代行給付の対象者に関する基準</p> <p>代行給付の対象となる者は、老齢厚生年金の受給権を有する者である。ただし、基金の加入員期間以外の期間(厚生年金保険の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間など)による判定条件など、基金が通常有しているデータからは判定できないものもあり、以下のような方法をとることとする。</p> <p>①基金の年金の受給権者であつて政府負担金の有無が判定できる場合は、これをもって受給権有無の判定を行う。</p>	<p>7号方式の場合、法第44条の3による支給の繰下げ者については、繰下げ後の額により算定する。</p> <p><u>在職老齢年金及び雇用保険との調整にかかる支給停止については実績を用い、それ以外については一定率(0.998)を乗じるにより算定する方法(みなし7号方式という)及び政府負担金の調整(第18号及び第18号の2に定める方法)は、決算では使用できない。</u></p> <p><u>年齢別3段階係数の遡及適用年月の変更は、原則できない。</u></p> <p><u>年齢別3段階係数を遡及適用する場合には代議員会において説明を行うこと。</u></p> <p>→ <u>1.1</u>.本実務基準の決定根拠(3)</p> <p>基金の老齢年金給付の裁定請求が行われた場合には、政府負担金の確認が行われると考えられる。</p>

実務基準内容	補足
<p>②基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できない場合には、法第42条第2号に該当するものとして、年齢のみにより判定を行い代行給付の対象とすることができる。</p> <p>③老齢厚生年金の支給開始年齢を超えて基金に加入中である者については、代行給付の対象とすることができる。</p> <p>④基金の喪失者(中途脱退者を除く)であって基金の年金が未裁定である者については、老齢厚生年金の支給開始年齢を超えている者を代行給付の対象とすることができる。</p> <p>⑤④にかかわらず、未裁定者については代行給付の対象とせず、裁定が行われた時に支給開始時期に遡って代行給付を計上する方法をとることもできる。</p> <p>①～⑤の判定は、決算時点のデータを用いることができるが、判定に用いる年齢の算出は各月末時点で行うものとする。</p>	<p>なお、政府負担金がゼロでも受給権を有する可能性があることに留意すること。</p> <p>老齢厚生年金が全額支給停止されている者も、8号方式では代行給付の対象となる。</p> <p>裁定請求が遅れ、裁定時に過去に遡って年金支給が行われる場合、④の方法では遡及期間分の代行給付相当額は既に計上済であることに注意する。</p> <p>本来は、代行給付相当額は発生ベースで捉えるべきものであるが、裁定が行われたことで受給権が確定してから計上するという主旨である。</p>
<p>(3)代行給付相当額の算出</p> <p>①代行給付相当額 [記号の説明]</p> <p>t : 平成15年3月31日以前の加入員期間 t_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間 t_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間 t_3 : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間 t_4 : 平成17年4月1日以降の加入員期間 B : 平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B_3 : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準給与額 B_4 : 平成17年4月1日以後の加入員期間にかかる平均標準給与額 S : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率(平成12年改正後) S_1 : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率(平成15年改正後)</p> <p>a.昭和15年4月1日以前に生まれた者</p>	<p>平成11年度下半期の各月に係る代行給付相当額を算出する場合は、昭和17年4月1日以前に生まれた者については$a(i)$を、昭和17年4月2日以降に生まれた者には$b(i)$を適用する。その際の乗率Sは、平成12年法改正前の別表第7による。</p> <p>将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、支給義務免除前の加入員期間を用いる。</p>

実務基準内容	補足
<p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 対象なし</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>b.昭和15年4月2日以後、昭和18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000$ $+ B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>c.昭和18年4月2日以後、昭和21年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ $+ B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>d.昭和21年4月2日以後に生まれた者</p> <p>(i)平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$</p> <p>(ii)平成17年4月以降で支給開始年齢以上65歳未満 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$</p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応／用語の統一／より正確な記述内容への修正

9. 前納した額の利子相当額（第19号）

【追加】

実務基準内容	補足
<p><u>9. 前納した額の利子相当額（第19号）</u></p> <p><u>前納した日の翌日が属する月から利子に相当する額を算出する。</u></p>	

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応

10. 決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継があった場合の様式の記載方法

【変更前】

実務基準内容	補足
<p>9. 決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継があった場合の様式の記載方法</p> <p>(略)</p>	

【変更後】

実務基準内容	補足
<p>10. 決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継があった場合の様式の記載方法</p> <p>(略)</p>	

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応に伴う項番変更

11. 本実務基準の決定根拠

【変更前】

実務基準内容	補足
<p>10. 本実務基準の決定根拠</p> <p>(略)</p> <p>(3)本実務基準では、代行給付相当額の算定において、支給停止については8号方法によるものを記載したが、これは7号方法を否定するものではない。 7号方法を選択した場合においては、厚生年金保険法に定める支給停止額を判定し反映させることを制限するものではない。</p>	(略)

【変更後】

実務基準内容	補足
<p>11. 本実務基準の決定根拠</p> <p>(略)</p> <p>(3)本実務基準では、代行給付相当額の算定において、支給停止については8号方式によるものを記載したが、これは7号方式を否定するものではない。 7号方式を選択した場合においては、厚生年金保険法に定める支給停止額を判定し反映させることを制限するものではない。</p>	(略)

【変更理由】

厚生年金基金の法改正への対応に伴う項番変更／用語の統一